



# 住み慣れた地域で安心して生活を 高齢者福祉サービス

問い合わせ先 / 市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143

市では、全ての高齢者が健康で生きがいを持って過ごせるよう、さまざまな高齢者福祉サービスを行っています。

種類	内容	対象者
給食サービス	週5回を限度(回数是对象者の状況による)として、昼食を自宅へ配達	おおむね65歳以上の見守りが必要な一人暮らし、または高齢者のみの世帯のかた
あんしん電話の設置	緊急事態発生時に消防署に連絡できる電話機を設置	65歳以上の一人暮らしのかた
はいかい高齢者家族支援	位置検索用端末機の購入費を助成	はいかい癖のある高齢者を介護しているかた
紙おむつの給付	月30枚(尿とりパットは月60枚)まで給付	在宅で要介護3以上のかた(医療機関に入院中または介護施設に入所中のかたを除く)
高齢者外出支援助成	日常生活における移動手段として市営バスやタクシーを利用する場合に料金を助成。次のいずれかを選択 ●市営バス(あさぴー号)利用券 / 普通運賃相当額の利用券60枚を交付 ●タクシー利用券 / 基本料金相当額(500円以内)の利用券24枚を交付	市内在住の4月1日時点で80歳以上のかた(障がい者タクシー料金助成、移送サービス利用助成を受けているかたを除く) ※1市内在住の4月2日～10月1日に80歳になるかたは、市営バスの場合は利用券30枚、タクシーの場合は利用券12枚を交付 ※2要支援1以上で市民税非課税世帯のかたは、タクシー利用券12枚(※1は6枚)を限度として追加交付(タクシー利用券を選択した場合に限る)
移送サービス利用助成	リフトタクシーなどを利用する際、1回当たり4,000円以内で、年12回を限度に助成	要介護4・5のかた、または身体障害者手帳1・2級(上肢機能障がいを除く肢体不自由)を所持しているかた(高齢者外出支援助成、障がい者タクシー料金助成を受けている、または介護施設に入所中のかたを除く)
日常生活用具の給付など	介護保険の給付対象外となる生活支援用具(IH調理器、火災警報器、自動消火器)の給付や電話機の貸与	おおむね65歳以上で心身機能の低下に伴い、防火などに配慮が必要な一人暮らしのかた

## その他

- サービスの詳細は、ホームページ(「尾張旭市 生活支援」で検索)をご覧ください
- 利用料などが必要な場合あり
- 介護保険の対象者は、介護保険のサービスが優先。介護保険サービスの詳細は広報おわりあさひ9月1日号をご覧ください

